



平成 30 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社リカム・ジャパン・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 赤尾 伸悟
(JASDAQ・コード 6636)
問合せ先 取締役 管理部長 中原 麗
電 話 0 3 - 6 4 5 0 - 3 6 1 6

平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出遅延及び平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算短信の
公表見込みに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書について、金融商品取引法第 24 条第 1 項（金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項）に定める期間内である平成 30 年 2 月 14 日までに提出できる見込みがありません。また、平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算短信につきましても現時点において公表が行えませんでしたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、平成 30 年 3 月期第 3 四半期の四半期レビューにあたり、当社と当社の会計監査人でありますフロンティア監査法人との間で投資の評価、のれんの減損に関する会計処理及び債権の回収可能性に関し見解の相違が生じ、協議を重ねてまいりましたが、相互理解には至りませんでした。

このため、当社は、フロンティア監査法人と監査契約の継続につき協議した結果、平成 30 年 2 月 9 日付で監査契約の解除について合意いたしました（注）。

これらのことから、当社は平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書について、金融商品取引法第 24 条第 1 項（金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項）に定める期間内である平成 30 年 2 月 14 日までに提出が行えない見込みです。また、同様の理由により平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算短信につきましても現段階で公表が行えません。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）が定める有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 13 号 a の規定により、金融商品取引法に定める提出期限（平成 30 年 2 月 14 日）までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、本日

付で監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

なお、東京証券取引所の上場廃止基準により、四半期レビュー報告書を添付した平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書を平成 30 年 3 月 14 日までに提出できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

3. 今後の見通し

当社としましては、平成 30 年 2 月 13 日付で一時会計監査人として新たに監査及び四半期レビュー契約を締結する予定の監査法人アリアとの間において、平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書のレビューを受け、平成 30 年 3 月 14 日までに、平成 30 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出、及び平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算短信の公表を行う予定です。

(注) フロンティア監査法人との監査契約合意解除に関します詳細につきましては、当社が本日公表しました平成 30 年 2 月 9 日付「公認会計士等の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」をご参照願います。

以 上